

乾燥設備作業主任者技能講習の実施について

労働安全衛生法施行令第6条第8号に規定された一定能力以上の乾燥設備による物の乾燥の作業については、この技能講習を修了した者のうちから乾燥設備作業主任者を選任しなければなりません。

- ① 講習日 申込書のとおり
② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721、電話0952-37-8277）
- 2 定員 60名（定員になり次第締め切ります）
- 3 講習科目・時間（申込書参照）
- 4 受講資格 次のいずれかに該当の方
 - ① 乾燥設備の取り扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
 - ② 学校教育法による大学又は専門学校等において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上（理科系統高等学校卒業者は2年以上）乾燥設備の設計、製作検査又は取り扱いの作業に従事した経験を有する者
- 5 受講料（申込書参照）
- 6 申込方法

別掲載の申込書に、所定事項を記入し、下記7の注意事項参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 受講要件の証明書（申込書の最下段に証明印）
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください）

- (1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」一式をご持参ください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あてご郵送ください。
宛先 〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721 一般社団法人佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座にお振り込みください。③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります

シヤ) サガケンロウトウキジユンキョウカイ

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** からでも申込書を送付出来ます。 **佐賀県労働基準協会** **検索**

FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



7 注意事項

- ※ 入金確認後の受付となります。申込書を送付いただいただけでは受付にはなりません。
- ※ 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし返送いたします。
- ※ テキストは初日に配布し※ 当日の申し込みは受理いたしません。